

令和 8 年 7 月
国 土 交 通 省
海 事 局

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係告示の整備に関する告示案について

1. 背景

- 第 217 回国会において成立した労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 63 号。以下「改正法」という。）によって、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和 41 年法律第 132 号）や雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 47 年法律第 113 号。以下「均等法」という。）が改正され、いわゆる「カスハラ」や「就活セクハラ」を防止するための事業主による雇用管理上の措置等が義務付けられた。これらの義務については、それぞれの法律において船員の特例が定められており、船員を雇用する事業主にも適用されることとなっている。
- 今般、改正法の施行に伴い、船員に関し事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和 2 年国土交通省告示第 608 号）等について、所要の改正を行うこととする。

2. 本告示の概要

（1）船員に関し事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針の一部改正

以下①～③の改正を行うほか、条ずれ対応、文言の適正化等を行う。

- ① 商品の買い取り強要等（いわゆる「自爆営業」）に関連する言動について、職場におけるパワーハラスメントの三要素を全て満たす場合にはパワーハラスメントに該当する旨を追記する。
- ② 自身の性的指向・ジェンダーアイデンティティについて他者に開示するいわゆる「カミングアウト」を禁止する又は強要する行為が、パワーハラスメントに該当し得る旨を明記する。
- ③ 船員に関し事業主が職場における顧客等の言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和 8 年 8 月公布予定）の新規制定に伴い、同指針と重複する「カスハラ」に該当する内容を削る。

（2）船員に関し事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成 19 年国土交通省告示第 278 号）の一部改正

「船員に関し事業主が求職活動等における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」（令和 8 年 8 月公布予定）の新規制定に伴い、同指針と重複する「就活セクハラ」に該当する内容を削除するほか、条ずれ対応、文言の適正化等を行う。

(3) 派遣先が講ずべき措置に関する指針（平成 17 年国土交通省告示第 222 号）の一部改正

各種ハラスメント防止のために派遣先が講ずべき措置に関し、「カスハラ」を追加する。

(4) 船員に関する青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、無料船員職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針（平成 27 年国土交通省告示第 1030 号）の一部改正

各種ハラスメント防止のために事業主等が講ずべき措置に関し、「カスハラ」「就活セクハラ」を追加するほか、条ずれ対応、文言の適正化を行う。

(5) 船員に関し事業主が職場における妊娠、出産等に関する言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成 28 年国土交通省告示第 1422 号）の一部改正

改正法の施行に伴う条ずれ対応、文言の適正化を行う。

3. スケジュール（予定）

公	布：令和 8 年 8 月下旬
施	行：令和 8 年 10 月 1 日（木）（改正法の施行の日）